

## 綾瀬市環境マネジメントシステム運用要綱

### (総則)

第1条 この要綱は、綾瀬市環境マネジメントシステム（以下「あやせEMS」という。）の運用について必要な事項を定める。

### (適用範囲)

第2条 あやせEMSの適用範囲は原則として本市の全組織、全施設、全活動とし、詳細は別に定める。

### (環境管理組織)

第3条 あやせEMSの組織は次のとおりとする。

- (1) 環境管理統括者
- (2) 環境管理責任者
- (3) 環境施策調整会議
- (4) 実行組織
- (5) EMS事務局
- (6) 環境施策調整会議事務局

### (環境管理統括者)

第4条 環境管理統括者は、最高責任者として、あやせEMSを統括する。

2 環境管理統括者は、市長をもって充てる。

### (環境管理責任者)

第5条 環境管理責任者は、あやせEMSの運用責任者として、あやせEMSの運用業務を行う。

2 環境管理責任者は、環境管理統括者を補佐し、環境管理統括者に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 環境管理責任者は、環境施策調整を担当する部長をもって充てる。

### (環境施策調整会議)

第6条 環境施策調整会議は、あやせEMSの運用に関する総合的調整を行う。

2 環境施策調整会議について必要な事項は別に定める。

### (実行組織及び実行単位)

第7条 あやせEMSの実行組織は次のとおりとする。

- (1) 綾瀬市行政組織条例（昭和60年綾瀬市条例第2号）に規定する部及び室、綾瀬市行政組織規則（昭和56年綾瀬市規則第28号）に規定する会計課
- (2) 綾瀬市議会事務局設置条例（昭和35年綾瀬町条例第1号）に規定する事務局
- (3) 綾瀬市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則（昭和57年綾瀬市教育委員会規則第2号）に規定する部、教育研究所、学校給食センター、綾瀬市立公民館条例（平成26年綾瀬市条例第17号）に規定する公民館、綾瀬市コミュニティセンター条例（平成5年綾瀬市条例第16号）に規定する寺尾いずみ会館、南部ふれあい会館、綾瀬市神崎遺跡資料館条例（平成27年綾瀬市条例第38号）に規定する神崎遺跡資料館
- (4) 綾瀬市選挙管理委員会規程（昭和43年綾瀬市選管告示第6号）に規定する事務局
- (5) 綾瀬市監査委員条例（昭和56年綾瀬市条例第21号）に規定する事務局
- (6) 綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程（昭和53年綾瀬町農委訓令第3号）に規定する事務局
- (7) 綾瀬市消防本部及び消防署の設置に関する条例（昭和47年綾瀬町条例第4号）に規定する消防本部及び消防署

- 2 あやせEMSを実行するため各部等に部会、部会長を置く。
- 3 部会長は、各部長等をもって充てる。
- 4 あやせEMSにおける実行単位は原則として課及び課相当の組織とする。
- 5 あやせEMSの実行責任者として実行単位に推進員を置き、実行単位の長がその業務を担当する。
- 6 実行単位に実行員を置き、推進員の行う業務を補佐する。
- 7 実行員は、主事以上の者から推進員が指名する。

（EMS事務局）

第8条 あやせEMSの構築、実施、維持及び改善を円滑に行うため、EMS事務局を環境施策主管課に置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、環境施策主管課長をもって充てる。

（環境方針）

第9条 環境方針を環境管理統括者が定め、必要に応じ見直しを行う。

（法的要求事項等の特定及び管理）

第10条 実行単位は、事務事業を遂行するに当たり適用される環境関連の法令・条例・協定等（以下「法的要求事項」という。）を特定し、遵守すべき事項を管理する。

（事務事業等の抽出及び進行管理）

第11条 実行単位は、次の各号に掲げる事項の中から、自らの業務として管理する事項を抽出し、進行管理する。

(1) 綾瀬市環境基本計画を基本とする個別計画である環境行動計画及び綾瀬市地球温暖化対策実行計画（以下「環境行動計画等」という。）に策定された施策及び事務事業

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づくエネルギー使用量

（緊急事態想定施設）

第12条 実行単位は、災害、事故、人為的過誤等により生じる環境への影響を予め想定し、緊急事態想定施設を特定する。また、緊急事態を予防し、対応するための計画を作成する。

（研修等）

第13条 実行単位は、取組み事項に係る目標達成、法令遵守、緊急事態への対応を確実にするため、年1回以上、研修等を行い、経過及び結果を記録する。

2 EMS事務局は、あやせEMSの運用を円滑に行うため、年1回以上、研修を行う。

（取組み事項等の管理）

第14条 実行単位は、年度当初にあやせEMSにより管理する当該年度の事務事業及び活動、法的要求事項、緊急事態想定施設、研修等の計画についての一覧（以下「EMSプログラム」という。）を作成し、部会長に報告する。

2 部会長は、前項のEMSプログラムを取りまとめ、EMS事務局に報告する。

3 実行単位は、年度当初に前年度の事務事業及び活動、法的要求事項、緊急事態想定施設、研修等の実施状況を記録したEMSプログラムについて、部会長に報告する。

4 部会長は、前項のEMSプログラムをとりまとめ、EMS事務局に報告する。

5 EMS事務局は、前項に係る報告をとりまとめ、環境施策調整会議委員及び環境管理統括者に報告する。

(取組み事項等の公開)

第15条 前条に係る情報及び環境方針は、市ホームページ、環境報告書等により市民等に公開する。

(苦情・要望)

第16条 実行単位は、環境行動計画等に影響を及ぼす事項及び法令等の遵守に係る事項について、市民からの苦情、要望があった場合は内容及び対応状況を自らが所属する部会長へ報告する。

2 部会長は、前項における実行単位の報告についてEMS事務局に報告する。

3 EMS事務局は、前項に係る報告について、他組織への影響等を勘案し、必要に応じて実行単位に伝達する。

(監視測定)

第17条 実行単位は、EMSプログラムに掲載した事項の進捗状況（法的要求事項にあつては遵守状況）を把握し、管理を行う。

2 部会長は、所属する実行単位のEMSプログラムに掲載された事項の進行管理を年2回（半期に1度）行う。

(改善計画)

第18条 実行単位は、目標が未達成だった場合又は未達成が予測される場合は改善計画を作成し、所属する部会長に報告する。

2 実行単位は、法的要求事項が遵守されなかった場合、改善計画を作成し、所属する部会長に報告するとともにEMS事務局に報告する。

3 実行単位は、第1項に係る改善状況を、結果が明らかになり次第速やかに部会長に報告する。

4 実行単位は、第2項に係る改善状況を、結果が明らかになり次第速やかに部会長に報告するとともに、EMS事務局に報告する。

(文書の記録)

第19条 あやせEMSに係る書類は、綾瀬市文書管理規程（昭和52年綾瀬町条例第3号）により管理する。

(環境監査)

第20条 あやせEMS適用範囲において、環境監査を年1回以上行う。監査の詳細な実施方法については別に定める。

(見直し指示)

第21条 環境管理統括者は、あやせEMSの見直し指示を、年1回以上、環境管理責任者に対し行う。

2 環境施策調整会議は、見直しにあたり、次の各号に掲げる事項に関する資料を環境管理統括者に提供する。

(1) 法的要求事項の遵守状況

(2) 環境監査の結果

(3) 改善のための提案

3 環境管理統括者による見直し指示は、前項により環境施策調整会議より提供された資料に基づき実施する。

附 則

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、平成24年6月30日以前に制定された以下の文書を廃止する。ただし、実績の報告に使用する様式は、当該実績に係る年度に有効であった要綱に従う。

環境影響評価要綱、環境影響評価要領、法的及びその他の要求事項の調査登録要綱、環境目的・目標の決定及び変更に関する要綱、環境管理組織設置要綱、職員教育・訓練実施要綱、環境関連情報の収集、周知伝達及び公開要綱、運用管理要綱、手順書等の作成及び管理要領、緊急事態への準備及び対応に関する要綱、目的・目標及び法規制の監視・測定並びに不適合の是正及び予防に関する要綱、内部環境監査要綱、内部環境監査要領、環境マネジメントシステム見直し要綱、環境方針、環境管理マニュアル、ISO14001環境管理マニュアル等概要版、環境マネジメントシステム附属文書共通手順書集（文書登録番号一覧表、実施状況の報告の流れ（フロー）、実施状況報告日チェックリスト、市職員マイカー通勤自粛手順書、事務室等省資源・省エネルギー対策、廃棄物の削減等手順書、契約事業環境配慮手順書、公共工事環境配慮手順書、環境配慮製品（グリーン）購入手順書、環境目的及び目標達成手順書、法的要求事項監視測定手順書、当該年度プログラム運用管理手順書）

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。